

# 写

滋労発基 0823 第 2 号  
令和 5 年 8 月 23 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀労働局長  
小 島 裕

## 最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

### 記

- 1 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 4 号）
- 3 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 24 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号）
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 28 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号）